

2018年10月23日

原子力民間規制委員会・東京  
代表 岩田俊雄 様

東京電力ホールディングス株式会社

当社福島第一原子力発電所における事故、および、放射性物質の漏えいにより、立地地域の皆さま、さらには広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、心より深くお詫び申し上げます。

2018年10月3日付けで受領しました質問書につきまして、以下のとおり回答します。

質問① 事故時における有効燃料棒底部以下に達した場合の原子炉水位の把握について  
質問② 原子炉水位不明時の操作手順について

回答①②

事故時において、「原子炉水位低下（有効燃料棒底部以下）」に達した場合は、計測範囲外であるため、水位不明と判断し、満水操作を実施します。この過程で原子炉水位が有効燃料棒底部以上に達した場合は、原子炉水位計にて原子炉水位の計測が可能になります。以上より、原子炉水位計で原子炉水位を計測出来ない「原子炉水位低下（有効燃料棒底部以下）」の場合においても、原子炉水位を把握することは可能です。

質問③ 労働安全衛生法及び同規則の解釈について

回答③

労働安全衛生規則の適用対象の解釈等につきましては、9月26日付けの回答のとおりと考えておりますが、当社は最終判断する立場ではなく、然るべき箇所へお問い合わせください。

なお、貴委員会のご質問に対しては、今後ともご意見を賜ることは吝かではありませんが、書面での回答は、今回限りとさせていただきますので、何卒ご理解の程よろしく願いします。

以 上

扱い：東京電力ホールディングス(株)  
立地地域部 原子力センター